では、障害を理由とする差別って、どんなものがあるのでしょうか。

誰が見ても、仕方がないという理由がないのに、障害があることを理由に、区別したり、仲間に入れなかったり、障害のない人と違う扱いをすることで、例えば、次のような行為は差別となります。

目が不自由な人が、公共交通機関で介助や案内を頼んでも聞いてもらえなかった。

足に不自由な人が、車イスを使っているからとレストランへ入れてもらえなかった。

障害があるからとアパートへの入居の契約を断られた。

耳が聞こえないからという理由で、窓口できちんと説明をしてもらえなかったなどです。

ただし、障害のある人の命や安全を守るために、しかたのないときもあり、そのときは全部が差別とはいえないこともあります。